

身体障害者自動車改造費等助成事業

○ 内容

身体障害者手帳の上肢機能、下肢機能または体幹機能障害の1, 2級の方で、自らの運転に支障があるため自家用車を改造するときや、介護者が介護を行いやすくするための装置の取付を行う場合に、その改造に要する費用の助成を行います。

(例) 上肢の麻痺のため支持レバーを改良する

下肢の障害のためアクセルを手で操作できるようにする

車いすでの乗降を行いやすくする など

なお、同一の対象者には5年間は助成を行いません。

○ 改造までの流れ

(所得制限あり)

- ① 改造を行う前に事業の対象となるかを相談し、申請書および必要書類を提出する。
- ② 申請者あてに決定通知書または却下通知書が郵送される。
- ③ 決定通知を受けた申請者は、業者に改造を依頼する。
- ④ 業者が自動車を改造する。
- ⑤ 申請者が、助成金請求書、実績報告書、領収書(改造に係るもの)、改造後の写真、車検証(申請時に車両登録がなかった場合のみ)をもって市長に助成金を請求する。

<申請窓口・問合せ先>

坂井市役所 社会福祉課

TEL50-3041